

改定前(旧)	改定後(新)
<p>第1章 総則</p> <p>第1条(約款の適用)</p> <ol style="list-style-type: none"> (省略) (省略) 当社は、<u>オプションサービスの提供において、本約款別記「オプションサービスに関する特約」</u>に定める他、個別の規約を定める場合があります。当該特約または規約は本約款に優先して適用され、当該特約または規約に定めのない事項については本約款が適用されるものとします。 (省略) (省略) <p>第2条(約款の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、予告なく本約款を変更することが<u>あります</u>。 最新の約款については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。 第1項の定めにかかわらず、本約款の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断する場合、15日間以上の予告期間において変更後の約款の内容をお客様に通知することにより本約款を変更するものとします。 (省略) <p>第3条(定義)</p> <p>本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「基本サービス」 } 「利用料金」 (省略) 「認証情報」 ビジネスID(本条第6号に定義)、担当者ID(本条第7号に定義)、<u>パスワード等</u>、本サービスを利用するにあたり必要となるお客様とその他の者を識別するために用いる符号をいいます。 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ビジネス会員」 当社が定めるビジネス会員<u>規約に同意の上、当社所定の方法により会員登録を行い、当社と会員契約を締結</u>した者をいいます。 「ビジネスID」 (省略) 「担当者ID」 設定担当者(第18条第1項に定義)が本サービスを利用するために必要な専用IDをいいます。 「本サービス用設備」 } 「メンテナンス」 (省略) <p>第4条(会員登録)</p> <p>利用契約の申込みにあたり、<u>お客様と当社との間で会員契約の締結が必要となります。会員契約は、ビジネス会員としての登録を行うことにより成立し、その詳細は当社が定めるビジネス会員規約によるものとします。</u></p> <p>第5条(通知) (省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条(約款の適用)</p> <ol style="list-style-type: none"> (現行どおり) (現行どおり) 当社は、本約款に定める各別記の他、個別の規約を定める場合があります。当該特約または規約は本約款に優先して適用され、当該特約または規約に定めのない事項については本約款が適用されるものとします。 (現行どおり) (現行どおり) <p>第2条(用語の定義)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、予告なく本約款を変更することが<u>できるものとします</u>。 最新の約款については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとし、<u>お客様はあらかじめこれに同意するものとします</u>。 第1項の定めにかかわらず、本約款の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断する場合、15日間以上の予告期間において変更後の約款の内容をお客様に通知することにより本約款を変更するものとし、<u>お客様はあらかじめこれに同意するものとします</u>。 (現行どおり) <p>第3条(定義)</p> <p>本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「基本サービス」 } 「利用料金」 (現行どおり) 「認証情報」 <u>当社が提供した管理者用アカウント、ユーザーID、パスワード、ビジネスID(本条第7号に定義)、担当者ID(本条第8号に定義)その他の本サービスを利用するにあたり必要となるお客様とその他の者を識別するために用いる符号をいいます。</u> <p><u>(5)「ビジネス会員制度」</u> <u>当社が提供する各種サービスを利用するために登録が必要な会員制度をいいます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 「ビジネス会員」 当社が定めるビジネス会員<u>制度に登録</u>した者をいいます。 「ビジネスID」 (現行どおり) 「担当者ID」 設定担当者(第20条第1項に定義)が本サービスを利用するために必要な専用IDをいいます。 「本サービス用設備」 } 「メンテナンス」 (現行どおり) <p>第4条(会員登録)</p> <p><u>お客様は、本サービスを利用するにあたり、当社が定めるビジネス会員制度へ登録(以下、「会員登録」といいます。)するものとします。</u></p> <p>第5条(通知) (現行どおり)</p>

改定前(旧)	改定後(新)
<p>第2章 契約の成立</p> <p>第6条(利用契約の締結等)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本サービスは事業者向けのサービスです。お客様は、本サービスを一般消費者としてでなく、事業目的で利用するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 当社は、前各項その他本約款の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) お客様が第26条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合</p> <p>(4) (省略)</p> <p>↳</p> <p>(8) (省略)</p> <p>第7条(契約期間)</p> <p>1. 利用契約の期間は、別に定めるものとします。なお、当社の定める期日までにお客様または当社から利用契約を終了する旨の意思表示がないときは、<u>同</u>条件で更新されるものとし、その後も同様とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、<u>会員契約が終了</u>した場合は、その終了事由のいかににかかわらず、同時に利用契約も終了するものとします。</p> <p>3. (省略)</p> <p>第3章 本サービスの利用料金</p> <p>第8条(利用料金の支払い)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、第13条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項または第26条(当社による解約)第2項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。</p> <p>3. (省略)</p> <p>↳</p> <p>6. (省略)</p> <p>第9条(遅延利息)</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 契約の成立</p> <p>第6条(利用契約の締結等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本サービスは事業者向けのサービスです。お客様は、本サービスを一般消費者としてでなく、事業目的で利用するものとします。</p> <p><u>3. お客様は、本サービスの利用にあたり当社が指定する情報について、正確かつ真実の情報を所定の方法により提供するものとします。</u></p> <p><u>4. 法人名/団体名、所在地、メールアドレスその他のお客様の情報(以下「お客様情報」といいます。)に変更があった場合、お客様は、当社の定める書式及び方法により遅滞なく当該変更内容について当社に届け出るものとします。</u></p> <p><u>5. 前項の届出を怠ったことで生じたお客様の損害について、当社は責任を負いません。</u></p> <p>6. 当社は、前各項その他本約款の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客様が第28条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>↳</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>第7条(契約期間)</p> <p>1. 利用契約の期間は、別に定めるものとします。なお、当社の定める期日までにお客様または当社から利用契約を終了する旨の意思表示がないときは、<u>従前の</u>条件で更新されるものとし、その後も同様とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、<u>お客様がビジネス会員を退会</u>した場合は、その終了事由のいかににかかわらず、同時に利用契約も終了するものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第3章 本サービスの利用料金</p> <p>第8条(利用料金の支払い)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、第15条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項または第28条(当社による解約)第2項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>↳</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>第9条(遅延利息)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第10条((預り金))</u></p> <p><u>1. 当社は、次の各号に定めるお客様の金銭について預り金として管理するものとします。</u></p> <p><u>(1) 第34条(返金)に基づき返金される金銭</u></p> <p><u>(2) その他当社が別に定める金銭</u></p> <p><u>2. 預り金に利息は発生しないものとします。</u></p> <p><u>3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に預り金を返金するものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様から預り金の返金請求があった場合</u></p> <p><u>(2) お客様がビジネス会員を退会する場合</u></p> <p><u>(3) その他当社が必要と判断した場合</u></p>

改定前(旧)	改定後(新)
<p>(新設)</p> <p>第4章 サービスの提供等</p> <p>第10条(本サービスの提供とお客様設備) § 第14条(本サービス用設備の障害) (省略)</p> <p>第5章 サービスの利用等</p> <p>第15条(禁止事項)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) (省略) § (5) (省略)</p> <p>(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告または販売を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (省略) § (22) (省略)</p> <p>2. (省略) § 4. (省略)</p> <p>第16条(本サービスの利用に関する責任) § 第25条(お客様による解約) (省略)</p>	<p>4. <u>預り金の返金は、当社所定の方法に従いお客様が届け出た金融機関の口座に入金することにより行うものとします。</u></p> <p>5. <u>お客様が預り金の返金を請求する場合、返金の単位は預り金の全部とし、一部のみの返金は認められないものとします。</u></p> <p>6. <u>本サービスの利用料金債権その他の当社がお客様に対して有する債権について、当社はおお客様の預り金から優先してその回収にあてるものとします。</u></p> <p>7. <u>お客様は、当社が別に定める方法に従い、預り金の額を照会することができます。</u></p> <p>8. <u>お客様は、当社に対して有する預り金の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供することができません。</u></p> <p><u>第11条(債権譲渡)</u></p> <p>1. <u>当社は、お客様に対して有する利用料金その他の債権を法令に基づく営業許可を得た債権回収事業者に譲渡します。ただし、当社が、当該債権につき譲渡しない旨をお客様に対して別途通知した場合は、この限りではありません。</u></p> <p>2. <u>前項により債権譲渡を行う場合の詳細については、本規約別記「債権譲渡に関する特約1 利用規約」および「債権譲渡に関する特約2 個人情報の取扱いに関する同意条項」に定めるとおりとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、お客様情報を債権譲渡に必要な範囲で債権回収事業者に開示するものとし、お客様はこれに同意するものとします。</u></p> <p>第4章 サービスの提供等</p> <p>第12条(本サービスの提供とお客様設備) § 第16条(本サービス用設備の障害) (現行どおり)</p> <p>第5章 サービスの利用等</p> <p>第17条(禁止事項)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり) § (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為(<u>広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく行為を含む</u>)、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告または販売を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為</p> <p>(7) <u>販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為</u></p> <p>(8) (現行どおり) § (23) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり) § 4. (現行どおり)</p> <p>第18条(本サービスの利用に関する責任) § 第27条(お客様による解約) (現行どおり)</p>

改定前(旧)	改定後(新)
<p>第6章 契約の終了</p> <p>第26条(当社による解約)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (省略) (2) お客様の行為が第15条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合 (3) お客様が第6条(利用契約の締結等)第3項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合 (4) (省略) 3. (省略) 5. (省略) <p>第27条(契約終了におけるデータの取扱い) (省略)</p> <p>第7章 資料および情報の取扱い</p> <p>第28条(資料等の提供)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社はお客様に対し、本サービスを提供するために必要な資料等について開示を求める場合があります。 2. お客様が前項の資料等について開示を拒み、もしくは遅延したことにより、または当該資料等の内容に誤りがあったことにより生じた当社の本サービスの履行遅滞、当社提供物の瑕疵等の結果について、当社は一切の責任を負わないものとします。 <p>第29条(秘密情報の取扱い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、当社サービス遂行のためお客様より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、会員の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。 2. (省略) 3. (省略) <p>第30条(情報の利用)</p> <p>お客様は、当社がお客様に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)の商品またはサービスについての案内等のメールを当社が会員に送信することを含みます)に同意します。</p> <p>(新設)</p> <p>第31条(個人情報の取扱い) (省略)</p>	<p>第6章 契約の終了</p> <p>第28条(当社による解約)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (現行どおり) (2) お客様の行為が第17条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合 (3) お客様が第6条(利用契約の締結等)第6項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合 (4) (現行どおり) 3. (現行どおり) 5. (現行どおり) <p>第29条(契約終了におけるデータの取扱い) (現行どおり)</p> <p>第7章 資料および情報の取扱い</p> <p>第30条(情報の提供)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社はお客様に対し、本サービスを提供するために必要な情報の提供を求める場合があります。 2. お客様が前項の情報について提供を拒み、もしくは遅延したことにより、または当該情報の内容に誤りがあったことにより生じた当社の本サービスの履行遅滞、当社提供物の瑕疵等の結果について、当社は一切の責任を負わないものとします。 <p>第31条(秘密情報の取扱い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、当社サービス遂行のためお客様より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、お客様の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <p>第32条(情報の利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様は、当社がお客様に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的でお客様情報または利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)の商品またはサービスについての案内等のメールを当社がお客様に送信することを含みます)に同意します。 2. お客様は、お客様情報および利用契約その他の契約に基づき当社がお客様から受領した情報(ただし、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を除きます)について、お客様に別途通知することなく当社が当社のグループ会社に提供し、当該グループ会社が販売促進またはサービス向上の目的でお客様情報および利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社の商品またはサービスについての案内等のメールを当社または当社のグループ会社がお客様に送信することを含みます)に同意します。ただし、この場合、当社は当社のグループ会社に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。 <p>第33条(個人情報の取扱い) (現行どおり)</p>

第8章 その他一般規定

第32条(返金)

1. 次の表の各号のいずれかに該当する場合、当社は既に支払われている利用料金のうち、それぞれに定める金額を返金するものとします。なお、返金額に1円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

返金が生じる場合		返金額
(1)	SLA(Service Level Agreement)次に定める方法によりお客様ごとに算出した基本サービスの月間稼働率が99.5%を下回る場合※ 月間稼働率=(月間総稼働時間-月間サービス停止時間)÷月間総稼働時間×100 ※例:1か月の日数が30日の場合、月間サービス停止時間は3時間36分を超える場合となります。	稼働停止当月における基本サービス月次料金×30%
(2)	第24条(本サービスの廃止)により利用契約を終了する場合	利用契約終了日後、残契約日数に対応する利用料金

2. 前項表の第1号の定めは、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとします。

- (1) 第13条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項第1号の場合、並びに同条同項第4号および第5号に基づく停止においてお客様に帰責事由がある場合
- (2) 第26条(当社による解約)第2項に基づく停止の場合
- (3) 第13条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項第3号に基づく停止の場合 その他に基づく停止の場合
- (4) (省略)

3. (省略)

5

6. (省略)

第33条(免責)

(省略)

第34条(損害賠償)

(省略)

第35条(契約上の地位の処分禁止等)

1. お客様は、利用契約に基づくお客様の地位および利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。
2. (省略)
3. 前項の場合、当社は、第26条(当社による解約) 第2項第3号に準じ利用契約を解約することがあります。
4. (省略)

第36条(裁判管轄)

5

第38条(協議等)

(省略)

第8章 その他一般規定

第34条(返金)

1. 次の表の各号のいずれかに該当する場合、当社は既に支払われている利用料金のうち、それぞれに定める金額を返金するものとします。なお、返金額に1円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

返金が生じる場合		返金額
(1)	SLA(Service Level Agreement)次に定める方法によりお客様ごとに算出した基本サービスの月間稼働率が99.5%を下回る場合※ 月間稼働率=(月間総稼働時間-月間サービス停止時間)÷月間総稼働時間×100 ※例:1か月の日数が30日の場合、月間サービス停止時間は3時間36分を超える場合となります。	稼働停止当月における基本サービス月次料金×30%
(2)	第26条(本サービスの廃止)により利用契約を終了する場合	利用契約終了日後、残契約日数に対応する利用料金

2. 前項表の第1号の定めは、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとします。

- (1) 第15条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項第1号の場合、並びに同条同項第4号および第5号に基づく停止においてお客様に帰責事由がある場合
- (2) 第28条(当社による解約)第2項に基づく停止の場合
- (3) 第15条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項第3号に基づく停止の場合
- (4) (現行どおり)

3. (現行どおり)

5

6. (現行どおり)

第35条(免責)

(現行どおり)

第36条(損害賠償)

(現行どおり)

第37条(契約上の地位の処分禁止等)

1. お客様は、利用契約に基づくお客様の地位および利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡しまたは担保に供することはできません。
2. (現行どおり)
3. 前項の場合、当社は、第28条(当社による解約)に準じ利用契約を解約することがあります。
4. (現行どおり)

第38条(裁判管轄)

5

第40条(協議等)

(現行どおり)

改定前(旧)	改定後(新)
(新設)	<u>第8章 サービス切替えに関する特則</u>
(新設)	<p><u>第41条(サービス切替え)</u></p> <p><u>以下の当社レンタルサーバーサービス(以下、「旧サービス」といいます。)</u>については2017年7月より、順次、<u>当社のクラウド型レンタルサーバーサービス「Zenlogicホスティング」(以下、「新サービス」といいます。)</u>に切替え(以下、「サービス切替え」といいます。)を行います。</p> <p><u>ビジネス15、100、200、300、400</u> <u>スーパービジネス500、1000</u> <u>ギガント・シリーズ</u> <u>ギガント2・シリーズ</u> <u>ギガントmini・シリーズ</u> <u>ライトビジネスシリーズ</u> <u>ウルトラビジネス・シリーズ</u> <u>ウルトラビジネス2・シリーズ</u> <u>ギガビジネス・シリーズ</u> <u>ギガビジネスプラス・シリーズ</u> <u>エコミー・シリーズ(エントリー/メジャー)</u> <u>ビズ・シリーズ (バリュー/スタンダード/スーパー)</u> <u>ビズ2・シリーズ (ライトビズ/スモールビズ/ミディアムビズ/ラージビズ)</u> <u>EC-CUBEサーバー(ファースト/ベーシック/アドバンス/プレミアム)</u></p>
(新設)	<p><u>第42条(会員登録)</u></p> <p><u>旧サービスを利用するお客様においては、サービス切替えにあたり、旧サービス利用時に当社に対し届け出していた法人名/団体名、所在地、メールアドレスその他のお客様の情報をもってビジネス会員の登録を行うことに同意するものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第43条(サービス切替え後の適用)</u></p> <p><u>本約款第4条(会員登録)、第6条(利用契約の締結等)第2項、第7条(契約期間)第2項、第10条(預り金)、第11条(債権譲渡)、第20条(設定担当者)、別記1.「債権譲渡に関する特約1 利用規約」、別記2.「債権譲渡に関する特約2 個人情報の取扱いに関する同意条項」および別記3.「オプションサービスに関する特約」の定めは、旧サービスを利用するお客様においては、サービス切替えが完了した時点から適用されるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第44条(サービス切替え前の適用)</u></p> <p>1. <u>本約款第34条(返金)の定めは、旧サービスを利用するお客様においてはサービス切替えが完了した時点から適用されるものとし、サービス切替えが完了するまでは別記4.「旧サービスにおける返金」および別記5.「旧サービスにおけるサービスレベルとその保証にかかる特約」の内容に読み替えるものとします。</u></p> <p>2. <u>別記6.「旧サービスにおける基本サービス・シリーズ別特約」の定めは、旧サービスを利用するお客様のうち、対象のサービスを利用するお客様にのみ適用されるものとし、当該お客様において、サービス切替えが完了するまで適用されるものとします。</u></p>
(新設)	<u>別記1.「債権譲渡に関する特約1 利用規約」</u>
(新設)	<p><u>第1条(制度の概要)</u></p> <p><u>この制度は、ファーストサーバ株式会社(以下「甲」という)が甲の顧客(以下「顧客」という)に対して有する債権を、甲が顧客の承諾を得て、株式会社セディナ(以下「会社」という)に債権譲渡し、会社から代金相当額の支払を受け、顧客は口座振替、又は銀行振込もしくはコンビニエンスストアからの払い込みにより会社へ代金を支払う制度(以下「本制度」という)です。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条(債権譲渡の承諾)</u></p> <p>(1) <u>顧客は、顧客と甲との間の売買契約ならびにサービス利用契約等に基づく債権が、甲から会社へ包括的に譲渡されること、及び債権譲渡により本条以下の規約が追加されることを異議なく承諾するものとします。これにより、債権譲渡の開始以降、毎月発生する売買代金ならびにサービス利用代金等の債権(以下「各債権」という)は甲から会社へ債権譲渡されるものとします。</u></p> <p>(2) <u>各債権の明細については、毎月末日に締切り、翌月15日頃までに顧客の届出住所宛に送付し通知します。</u></p> <p>(3) <u>顧客が、前項の通知を受けた後10日以内に、会社に対して異議申立を行わなかったときは、これを承諾したものとみなします。</u></p>

改定前(旧)	改定後(新)
(新設)	<p>第3条(債務の決済)</p> <p>(1) <u>口座振替の場合</u> 顧客は各債権を、顧客の指定する金融機関の口座から、毎月26日(休日の場合は翌営業日)に一括して会社に支払うものとします。</p> <p>(2) <u>銀行振込又はコンビニエンスストアからの払込みの場合</u> 顧客は各債権を、会社が別途通知する会社指定の銀行口座への振込み、又はコンビニエンスストアからの払い込みにより、毎月月末(銀行休業日の場合は翌営業日)までに一括して支払うものとします。</p>
(新設)	<p>第4条(遅延損害金)</p> <p>顧客が各債権の支払いを怠ったときは、年6.0%(1年を365日とする日割計算)の遅延損害金を支払うものとします。</p>
(新設)	<p>第5条(通知義務)</p> <p>(1) <u>顧客は、会社に届け出た住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって甲及び会社に通知します。</u></p> <p>(2) <u>顧客は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし(1)の住所変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。</u></p>
(新設)	<p>第6条(甲への通知)</p> <p>顧客は、顧客が次のいずれかに該当した場合、その該当した事実を会社が甲に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>① <u>申込みの際に虚偽の申告をした場合。</u></p> <p>② <u>本規約のいずれかに違反した場合。</u></p> <p>③ <u>本制度の利用代金等、会社に対する債務の履行を怠った場合。</u></p> <p>④ <u>顧客の本制度の利用状況が適当でないと会社が判断した場合。</u></p> <p>⑤ <u>自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合。</u></p> <p>⑥ <u>差押え、仮差押え、仮処分(信用に関しないものは除く)の申立て又は滞納処分を受けた場合。</u></p> <p>⑦ <u>破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算、会社更生手続開始その他倒産手続の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立てをした場合。</u></p>
(新設)	<p>第7条(合意管轄裁判所)</p> <p>顧客は、各債権について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、顧客の住所地、購入地又は契約地、及び会社の本店、各支店、各営業所、各センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所にすることに同意します。</p>
(新設)	<p>第8条(報告及び調査)</p> <p>(1) <u>顧客は、財産、経営、状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。</u></p> <p>(2) <u>顧客は、財産、経営、状況について重大な変化が生じたとき、又は生じる恐れがあるときは、会社から請求がなくても直ちに報告するものとします。</u></p>
(新設)	<p>第9条(債権の再譲渡)</p> <p>顧客は、会社が甲から譲渡を受けた顧客の各債権を、都合により、再度甲へ譲渡することがあることを認め、会社から甲への譲渡を承諾します。</p>
(新設)	<p>第10条(規約の変更)</p> <p>本規約の変更について会社が変更内容を通じた後に本制度を利用したときは、変更事項又は新利用規約を承認したものとみなします。</p>
(新設)	<p>【お問い合わせ・相談窓口等】</p> <p>① <u>売買代金等についてのお問い合わせ、ご相談は譲渡会社にご連絡ください。</u></p>

(新設)

(新設)

② お支払いについてのお問い合わせ、ご相談は株式会社セディナにご相談ください。

株式会社セディナ
 <お問い合わせ・ご相談窓口>
 株式会社セディナ ソリューション営業部
 ※お電話はカスタマーセンターにて承ります。
 電話番号06-7635-9450
 受付時間: 午前9時30分～午後5時30分
 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

別記2.「債権譲渡に関する特約2 個人情報の取扱いに関する同意条項」

第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

- (1) 申込者は、申込者に商品を販売またはサービスを提供するファーストサーバ株式会社(以下「譲渡会社」という)と株式会社セディナ(以下「会社」という)との債権譲渡契約(以下「原契約」という)により発生する申込者の会社に対する支払状況の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「本件個人情報」という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項(以下「本規約」という)により取得・保有・利用することに同意します。
- ① 本契約(売買契約またはサービス利用契約等)に関する申込及び会社に対する債権譲渡承諾を言う。以下同じ)の申込書に記載された申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況(これらすべての変更情報を含む)
- ② 本契約に関する申込日、契約日、商品名またはサービス名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限
- ③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④ 本契約に関する申込者の過去の債務の返済状況
- ⑤ 官報や電話帳等一般に公開されている情報
- ⑥ 会社が申込者に電話等により確認した情報又は申込者が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報
- ⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報
- ⑧ 本契約に関する支払状況の管理業務及び本人確認のため、会社が必要と認めた場合に、会社が取得した申込者の住民票、自動車検査証等公的機関が発行する書類に記載されている情報
- ⑨ 防犯上録画された映像等の情報
- ⑩ 電話の録音等の音声情報
- (2) 申込者は、会社が支払状況の管理業務のために、電話、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3) 申込者は、申込者に次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込者の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
- ① 相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実態並びに相続人の有無及び範囲を確認するため
- ② 氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者との同一性を確認するため
- (4) 申込者は、会社が本契約に関する支払状況の管理業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡も含む)をする場合、本件個人情報を次の債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
 ・株式会社セディナ債権回収 〒460-0013 名古屋市中区上前津二丁目1番30号
- (5) 申込者は、本契約に基づく精算及び当該契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、譲渡会社に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、譲渡会社がそれらを利用することに同意します。
- (6) 申込者は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

改定前(旧)	改定後(新)
(新設)	<u>第2条(会社から譲渡会社への提供)</u> 申込者は、本契約に関し会社に対する月々の支払いが滞った場合には、譲渡会社が申込者に対する役務の提供を停止するか否かの判断をするために、会社から譲渡会社に対して、申込者が支払いを延滞した事実を通知することに同意します。
(新設)	<u>第3条(個人情報の開示・訂正・削除)</u> (1) 申込者は、会社及び譲渡会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報)を開示するよう請求することができます。 ① 会社が開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしています。 ② 譲渡会社に対して開示を求める場合には、譲渡会社にご連絡ください。 (2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。
(新設)	<u>第4条(本規約に不同意の場合)</u> 会社は、申込者が、本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。
(新設)	<u>第5条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)</u> 個人情報の開示・訂正・削除についての申込者のお問い合わせや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。
(新設)	<u>第6条(原契約が不成立の場合)</u> 原契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
(新設)	<u>第7条(本規約の変更)</u> 本規約は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
(新設)	<u>※個人情報管理責任者について</u> 会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。
(新設)	<u>【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】</u> 株式会社セディナ 〈お問い合わせ・ご相談窓口〉 株式会社セディナ ソリューション営業部 ※お電話はカスタマーセンターにて承ります。 電話番号06-7635-9450 受付時間: 午前9時30分～午後5時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
「オプションサービスに関する特約」	<u>別記3.「オプションサービスに関する特約」</u>
第1条(定義) 本特約で使用される用語について、以下のとおり定義します。 (1)「オプションサービス」 ↓ (3)「ライセンサー」 (省略) (4)「 <u>会員</u> 情報」とは、お客様が <u>会員登録にあたり</u> 当社に届け出た法人名/団体名、住所、メールアドレスその他の <u>会員</u> 情報をいいます。	第1条(定義) 本特約で使用される用語について、以下のとおり定義します。 (1)「オプションサービス」 ↓ (3)「ライセンサー」 (省略) (4)「 <u>お客様</u> 情報」とは、お客様が当社に届け出た法人名/団体名、住所、メールアドレスその他の情報をいいます。
第2条(適用等) 1. (省略)	第2条(適用等) 1. (現行どおり)

2. (省略)

3. 当社は、オプションサービスの提供に際し、お客様から取得した会員情報をオプションサービス提供のために必要な範囲でライセンサーに提供できるものとし、お客様は、当社による当該会員情報の提供について同意するものとします。

オプションサービス	サービス別条項	ライセンサーおよびライセンサー別規約(※1)
WEB改ざん検知サービス	第3条	株式会社セキュアブレイン http://www.gred.jp/saas/other/agreement.html ・『GREDセキュリティサービス』の利用規約

※1 本特約の制定・施行時または直近の改定時の内容です。

第3条 (WEB改ざん検知サービス)
(省略)

(新設)

(新設)

(新設)

2. (現行どおり)

3. 当社は、オプションサービスの提供に際し、お客様から取得したお客様情報をオプションサービス提供のために必要な範囲でライセンサーに提供できるものとし、お客様は、当社による当該お客様情報の提供について同意するものとします。

オプションサービス	サービス別条項	ライセンサーおよびライセンサー別規約(※1)
WEB改ざん検知サービス	第3条	株式会社セキュアブレイン http://www.gred.jp/saas/other/agreement.html ・『GREDWeb改ざんチェック』の利用規約

※1 本特約の制定・施行時または直近の改定時の内容です。

第3条 (WEB改ざん検知サービス)
(現行どおり)

別記4. 旧サービスにおける返金

第1条 (返金)

1. 本約款第8条第4項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対し本サービスの利用料金を次の各号のいずれかに該当する場合にのみ返金します。なお、返金額の算出方法は、各号に定めるとおりとし、当該算出過程において生じる小数点以下は、その都度切り捨てるものとします。

(1) お客様による解約が本約款第15条 (本サービスの一時的な制限および提供停止) 第1項に基づき本サービスの提供が停止され、かつ、当該停止により本サービスの利用目的を達成することができないことによる場合もしくは本約款第2条 (約款の変更) に基づく本約款の変更を承諾できないことによる場合、または、本約款第26条 (本サービスの廃止) に基づき利用契約が終了した場合

$$\text{返金額} = \text{月額費用} \times 12 \text{ヶ月} \div 365 \text{日} \times \text{残存契約日数}$$

なお、残存契約日数は、解約日または終了日の翌日から契約満了の日までの日数をいいます。

(2) 本約款第15条 (本サービスの一時的な制限および提供停止) によりサービスが一時停止しお客様が24時間を越えて継続的に本サービスの利用ができない場合で当該停止が当社の単独の責に帰すべき事由による場合

$$\text{返金額} = (\text{月額費用} \div 30 \text{日}) \times (\text{停止時間} \div 24 \text{時間})$$

なお、返金額が一万円未満の場合、利用契約期間を停止時間と同等の時間延長することで返金に替えるものとします。

(3) 別記4.「旧サービスにおけるサービスレベルとその保証にかかる特約」に定める要件に該当する場合

2. お客様が解約日または利用不可能な状態が発生した日から1ヶ月以内に返金の請求をしない場合、当社は前項に定める返金の義務を免れるものとします。

別記5. 旧サービスにおけるサービスレベルとその保証にかかる特約

第1条 (サービスレベルの保証と返金)

1. 当社は、第5項に定めるサービスレベルの保証対象サービスにつき、お客様が利用する基本サービスの稼働率が100%に満たなかった場合、次の方法により算出される金額(以下「返金額」といいます。)をお客様に対し返金します。なお、返金額において1円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

$$\text{返金額} = \text{基本サービス月額費用} \times \text{返金率}$$

2. 前項の返金額算出に用いられる月額費用は基本サービスにかかる月額費用とし、オプションサービスにかかる月額費用は含まれないものとします。

3. 第1項の返金額算出の際、基本サービス月額費用に消費税は含まれないものとします。
4. 第1項の返金額算出の際、基本サービス月額費用に消費税は含まれないものとします。

稼働率	返金率
99.99%以上100%未満	基本サービス月額費用の5%
99.90%以上99.99%未満	基本サービス月額費用の10%
97.99%以上99.90%未満	基本サービス月額費用の25%
90.00%以上97.99%未満	基本サービス月額費用の50%
90.00%未満	基本サービス月額費用の100%

5. サービスレベルの保証対象サービスは次のとおりです。

Biz・シリーズ (バリュー/スタンダード/スーパー)
 Biz2・シリーズ (ライトBiz/スモールBiz/ミディアムBiz/
 ラージBiz)
 EC-CUBEサーバー(ファースト/ベーシック/アドバンス/プレミアム)

(新設)

第2条 (稼働率)

1. 前条の稼働率は、次に定める方法により算出します。なお、稼働率における小数点第三位以下は切り捨てるものとします。

$$\text{稼働率} = (\text{月間稼働時間} - \text{月間停止時間}) \div \text{月間稼働時間} \times 100$$

2. 前項の月間稼働時間および月間停止時間は、次に定めるとおりとします。

- (1) 「月間稼働時間」とは、お客様の利用する本サービスの用に供するサーバを対象とし、本サービス利用当月における当該サーバの合計稼働時間をいいます。
- (2) 「月間停止時間」とは、お客様の本サービス利用当月において、サーバまたはネットワーク機器の故障によりWWWサービスが完全に利用できない合計時間をいいます。

3. 第1項の月間稼働時間および月間停止時間の測定は、お客様独自の方法によるものではなく、当社所定の方法により行うものとします。なお、いずれの時間も1分単位でカウントするものとします。

(新設)

(新設)

第3条 (月間停止時間の例外)

前条に定める月間停止時間は、次の各号のいずれかに該当する事由に基づく場合を含まないものとします。

- (1) 本約款第17条(禁止事項)第1項、本約款第25条(データの消去)第1項、または本約款第28条(当社による解約)第2項もしくは第3項による停止に基づく場合
- (2) 本約款第15条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項各号による停止に基づく場合
- (3) 当社管理外のDNSサーバ障害によりアクセスできないことに基づく場合
- (4) 第三者からの不正アクセスやクラッキング等の不法行為による障害に基づく場合

(新設)

第4条(返金手続)

1. お客様は、本別記第1条に基づく返金を希望する場合、返金対象月の翌月20日(当社休業日の場合は前営業日)までに当社に対し当社所定の方法により返金請求を行うものとします。当該期限までに返金請求が行われない場合、返金請求にかかる権利は消滅します。

2. 前項の返金請求は、請求時において利用契約が有効に存続していることを前提とします。既に利用契約が終了している場合、当該請求をすることはできません。

(新設)

改定前(旧)	改定後(新)
(新設)	<p>3. <u>当社は、第1項に基づくお客様の返金請求に対し、返金対象に該当するかどうかについて審査を行います。当該審査の結果、返金対象と判断される場合、当社はお客様に対し、返金請求月の翌月20日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により返金額を支払うものとします。</u></p> <p>4. <u>本サービスの利用にかかる更新費用等、お客様の当社に対する支払債務が弁済期にある場合、当社は前項に基づく返金額の支払債務とお客様の支払債務とをその対当額において相殺することができるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>別記6. 「旧サービスにおける基本サービス・シリーズ別特約」</u></p> <p><u>第1条 (ビジネス・シリーズ)</u></p> <p><u>本約款第7条第1項の定めにかかわらず、ビジネス・シリーズの利用契約更新の意思表示は、更新に必要なサービス利用料金の支払いをもってするものとします。当社の定める期日までに更新に必要なサービス利用料金の支払いが無い場合、利用契約は当然にその満了日をもって終了し、当社は、サービスの提供を停止します。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 (EC-CUBEサーバー)</u></p> <p>1. <u>「EC-CUBEサーバー」(以下「EC-CUBE」といいます。)の利用においては、下記に定めるオープンソースライセンスであるGNU General Public License (以下「GPL」といいます。)が本約款に優先して適用されます。「EC-CUBE」の利用者は、GPLに定める条件の全てを承諾し、遵守するものとします。</u></p> <p><u>GPL(原文※注)</u> http://www.gnu.org/licenses/gpl-2.0.html <u>※注 日本語訳</u> http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html.euc-jp</p> <p>2. <u>GPLに特段の定めのない事項については、本約款が適用されます。</u></p>
<p>附則</p> <p>第1条(発効期日) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条(発効期日) (現行どおり)</p> <p><u>第2条(改定)</u></p> <p>1. <u>2017年6月8日 改定</u> <u>旧サービス(第41条で定義)の利用者の範囲において次の約款を本約款に統合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レンタルサーバサービス利用契約約款</u> ・ <u>オプションサービス利用契約約款別記4(Web改ざん検知サービス)</u>